

厚生労働省和歌山労働局発表
令和 7 年 5 月 30 日 (金)

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康 安全 課 長 鳶 寿樹
	主任産業安全専門官 三木 邦章
	電 話 073 (488) 1151

令和 7 年度「全国安全週間」を実施します

～ スローガンは「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」 ～

厚生労働省では、毎年、事業者及び労働者の双方が安全に対する意識を高め、労働災害を防止することを目的として「全国安全週間」を展開しています。

和歌山労働局（局長 ^{なかやま はじめ} 中山 始）でも、和歌山県内の労働災害防止団体などに労働災害防止に関する要請を行いましたので、お知らせします。

如何なる場合においても労働災害防止のための取組は不可欠です。この全国安全週間を契機に、事業者、労働者の皆様の労働災害防止に向けた意識向上に取り組んでまいります。

令和 7 年度「全国安全週間」について

●目的

労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としており、今年で 98 回目の開催となります。

●開催期間

7 月 1 日から 7 日まで（6 月 1 日から 30 日までを準備期間としています）

●取組内容

各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行います。

●令和 7 年度のスローガン※

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

※スローガンの趣旨

近年、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

これらを踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和7年度は上記のスローガンのもと、事業者と労働者が一体となってすべての働く人の労働災害を防止するよう呼びかけています。

【参考】全国安全週間の実施概要

1 期 間

- ・ 7月1日から7月7日まで。
- ・ なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間としています。

2 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

3 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

4 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

5 実施者

各事業場

6 実施者の実施事項

安全文化の醸成、安全衛生活動の推進（安全管理体制の確立、安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進等）、業種の特性に応じた労働災害防止対策、業種横断的な労働災害防止対策 等

【別添資料1－1】第98回全国安全週間 リーフレット

【別添資料1－2】令和7年度全国安全週間実施要綱

【別添資料1－3】令和7年死亡災害発生状況（令和7年4月末速報）

【別添資料1－4】令和7年労働災害発生状況（同）

【別添資料1－5】令和7年業種別・事故の型別労働災害発生状況

【別添資料1－6】STOP!熱中症 クールワークキャンペーンリーフレット

【別添資料1－7】職場における熱中症対策の強化について

改正労働安全衛生規則 リーフレット

第
98
回

全国安全週間

期間

令和7年7月1日(火)~7日(月)

準備
期間

令和7年6月1日(日)~30日(月)

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

今年で98回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的として、実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和6年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成21年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次3年目となる令和7年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和7年度は、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和7年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和7年度全国安全週間実施要綱について（抜粋）

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - （ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端、開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - （イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - （ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - （エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - （オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - （カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - （キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ③ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ④ 熱中症予防対策（STOP!熱中症 クールワークキャンペーン）
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- ⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他請負人等が上記10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

令和 7 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 7 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

③ 自主的な安全衛生活動の促進

ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

(ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

(イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

(ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

(エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

(オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(カ) 幅員工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な

な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他請負人等が上記 10（１）～10（３）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

令和7年死亡災害発生状況（令和7年4月末日速報）

和歌山労働局

死亡累計	署	発生月	事業の種類	事故の型	起因物	年齢層	職種	経験区分	災害発生状況
1	和歌山	4月	土木工事業	激突され	ドラグ・ショベル	50歳台	作業者	10年以上 15年未満	設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っ掛かっている状態である事に気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したため、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したもの。
2	御坊	4月	製造業	飛来・落下	荷	50歳代	作業者	1年以上 2年未満	フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったもの。

令和7年 労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症を除く 対前年比)

(令和7年4月末速報)

和歌山労働局

		和歌山労働局						和歌山労働基準監督署					御坊労働基準監督署					橋本労働基準監督署					田辺労働基準監督署					新宮労働基準監督署				
		令和7年		令和6年		増減 数	増減率	令和7年		令和6年		増減 数	令和7年		令和6年		増減 数	令和7年		令和6年		増減 数	令和7年		令和6年		増減 数					
		死	休・死	死	休・死			死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死		死	休・死	死	休・死	
製造業	食料品製造		26		21	5	23.8%		9		10	-1		2		4	-2		3		2	1		9		2	7		3		3	
	繊維工業				2	-2	-100.0%				1	-1								1	-1											
	衣服その他の繊維		2		1	1	100.0%		1			1							1	-1		1				1						
	木材・木製品		2		3	-1	-33.3%				1	-1				1	-1		1			1					1		1			
	家具・装備品		3		3				3		3																					
	パルプ等		1		2	-1	-50.0%		1			1								2	-2											
	印刷・製本																															
	化学工業		7		9	-2	-22.2%		3		4	-1		2			2		1		4	-3		1		1						
	窯業土石		2			2			1			1							1			1										
	鉄鋼業				1	-1	-100.0%				1	-1																				
	非鉄金属	1	2			2						2		1	2			2														
	金属製品		9		15	-6	-40.0%		2		8	-6		4		4			2		3	-1		1			1					
	一般機械器具		2		2						2	-2							1		1		1			1						
	電気機械器具		1		1				1			1				1	-1															
	輸送機械製造		3		3				1			1		2		1	1				2	-2										
	電気・ガス		4			4			2			2							2			2										
その他の製造		5		7	-2	-28.6%				5	-5		2			2			1	-1		2			2		1		1			
製造業小計		1	69		70	-1	-1.4%		24		35	-11	1	14		11	3		11		16			15		3	12		5		5	
鉱業					2	-2	-100.0%													2	-2											
建設業	土木工事	1	11		6	5	83.3%	1	5		2	3		2		1	1		2		2			2			2		1	-1		
	建築工事		22	1	13	9	69.2%		14	1	6	8		3		2	1		1		1			3		1	2		3	-2		
	その他の建設		7		3	4	133.3%		2			2		1			1		2		1	1		2		2			2	-2		
	建設業小計	1	40	1	22	18	81.8%	1	21	1	8	13		6		3	3		5		4	1		7		1	6		1	-5		
運輸交通業	鉄道等																															
	道路旅客		6		3	3	100.0%		6		3	3																				
	道路貨物運送		29	1	24	5	20.8%		13		16	-3		3	1	5	-2		8		1			3		1	2		2	1		
	その他の運輸交通																															
運輸交通業小計			35	1	27	8	29.6%		19		19			3	1	5	-2		8		1	7		3		1	2		2	1		
貨物取扱業	陸上貨物		2		2				1		2	-1												1			1					
	港湾運送業																															
	貨物取扱小計		2		2				1		2	-1												1			1					
農林業	農業		10		7	3	42.9%				2	-2		4			4				1	-1		6		4	2					
	林業		14		11	3	27.3%		1			1		2		3	-1		3		2	1		7		4	3		1	-1		
	農林業小計		24		18	6	33.3%		1		2	-1		6		3	3		3		3			13		8	5		1	-1		
畜産・水産業			1		2	-1	-50.0%		1			1				2	-2															
商業	卸売業		4		5	-1	-20.0%		3		3					1	-1		1		1											
	小売業		26		33	-7	-21.2%		15		20	-5		1		5	-4		6		4	2		3		4	-1		1	1		
	理美容業																															
	その他の商業		3		5	-2	-40.0%		3		4	-1				1	-1															
	商業小計		33		43	-10	-23.3%		21		27	-6		1		7	-6		7		5	2		3		4	-1		1	1		
広告・金融業	金融業		3		5	-2	-40.0%		3		5	-2																				
	広告・あっせん																															
	金融・広告業小計		3		5	-2	-40.0%		3		5	-2																				
映画・演劇業																																
通信業			7		2	5	250.0%		3		1	2		3		1	2							1			1					
教育・研究業			1		3	-2	-66.7%		1		1															1	-1			1	-1	
保健衛生業	医療保健業		4		9	-5	-55.6%		2		3	-1							1		1			1		4	-3			1	-1	
	社会福祉施設		34		30	4	13.3%		13		15	-2		4		5	-1		7		4	3		5		3	2		5	2		
	その他の保健衛生		2			2			1			1												1			1					
	保健衛生業小計		40		39	1	2.6%		16		18	-2		4		5	-1		8		5	3		7		7			5	1		
接客娯楽業	旅館業		7		6	1	16.7%		1		2	-1		1			1		1		1			4		3	1			1	-1	
	飲食店		8		9	-1	-11.1%		7		4	3				4	-4		1		1											
	その他の接客		1		4	-3	-75.0%				2	-2							1		1								1	-1		
	接客娯楽小計		16		19	-3	-15.8%		8		8			1		4	-3		3		2	1		4		3	1			2	-2	
清掃・と畜			17		10	7	70.0%		4		8	-4		3		1	2		3		1	2		6			6		1	1		
官公署																																
のそ 事 業 他	派遣業				1	-1	-100.0%				1	-1																				
	その他の事業		7		6	1	16.7%		3		2	1							2		1	1		1		2	-1		1	1		
	その他の事業小計		7		7				3		3								2		1	1		1		2						

※死亡は、内数

令和7年 業種別労働災害発生状況(令和7年4月末速報)

(新型コロナウイルス感染症を除く)

業 種	事故の型	墜落・転落	転 倒	激 突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻 き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年 増減数 (死傷者)	対前年 増減比	構成比 (本年の 死傷者数)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	4	8	2	1		2	2	4	1	1	1	26	21	5	23.8%	8.8%
	織 維 工 業												2	2	△2		
	衣服その他の繊維製品製造業	1		1									2	1	1	100.0%	0.7%
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業							2					2	3	△1	△33.3%	0.7%
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		1	1					1				3	3			1.0%
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1											1	2	△1	△50.0%	0.3%
	印 刷 ・ 製 本 業																
	化 学 工 業		1	1		1		1	1		1	1	7	9	△2	△22.2%	2.4%
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業		2										2		2		0.7%
	鉄 鋼 製 造 業													1	△1		
	非 鉄 金 属 製 造 業	1			(1)	1							(1) 2		2		0.7%
	金 属 製 品 製 造 業	4	1		2			1			1		9	15	△6	△40.0%	3.1%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	1			1								2	2			0.7%
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		1										1	1			0.3%
業	輸 送 機 械 等 製 造 業	2	1										3	3			1.0%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3										4		4		1.4%
	そ の 他 の 製 造 業	2	1		1			1					5	7	△2	△28.6%	1.7%
	小 計	17	19	5	(1) 6	1	2	7	6	1	3	2	(1) 69	70	△1	△1.4%	23.4%
	鉱 業													2	△2		
	建 設 業	2	1		3	1	(1) 1	3					(1) 11	6	5	83.3%	3.7%
	土 木 工 事 業	11	3	1				3					22	13	9	69.2%	7.5%
	う ち 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	3								1	3		4	1	3	300.0%	1.4%
	そ の 他 の 建 設 業	4	1					1		1			7	3	4	133.3%	2.4%
	業 小 計	17	5	1	3	1	(1) 1	7		2	3		(1) 40	22	18	81.8%	13.6%
	運 輸 業	1	2	1						1	1		6	3	3	100.0%	2.0%
	鉄 道 旅 客 運 送 業	10	9	1			2	4			3		29	24	5	20.8%	9.8%
	道 路 貨 物 運 送 業																
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	11	11	2			2	4		1	4		35	27	8	29.6%	11.9%
	小 計																
業	陸 上 貨 物 取 扱 ・ 港 湾 運 送 業	1	1										2	2			0.7%
	農 業	6	2				1	1					10	7	3	42.9%	3.4%
	農 林 業	3	1	2	3		2	2			1		14	11	3	27.3%	4.7%
	業 小 計	9	3	2	3		3	3			1		24	18	6	33.3%	8.1%
	畜 産 ・ 水 産 業		1										1	2	△1	△50.0%	0.3%
	卸 売 ・ 小 売 業	7	6	1		1	1		3	4	5	2	30	38	△8	△21.1%	10.2%
	商 業																
	そ の 他 の 商 業		1	1		1							3	5	△2	△40.0%	1.0%
	業 小 計	7	7	2		2	1		3	4	5	2	33	43	△10	△23.3%	11.2%
	金 融 ・ 広 告 業	1								2			3	5	△2	△40.0%	1.0%
	映 画 ・ 演 劇 業																
	通 信 業	1	3	1						1		1	7	2	5	250.0%	2.4%
	教 育 ・ 研 究 業		1										1	3	△2	△66.7%	0.3%
	保 健 衛 生 業		1					1			1	1	4	9	△5	△55.6%	1.4%
業	医 療 保 健 業		11	1						2	14	6	34	30	4	13.3%	11.5%
	社 会 福 祉 施 設 業																
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業		1								1		2		2		0.7%
	業 小 計		13	1				1		2	16	7	40	39	1	2.6%	13.6%
	接 客 業		2	1								4	7	6	1	16.7%	2.4%
	旅 館 業		5	1									8	9	△1	△11.1%	2.7%
	飲 食 業								1				1				
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	1											1	4	△3	△75.0%	0.3%
	業 小 計	1	7	2					1			5	16	19	△3	△15.8%	5.4%
	接 客 娯 楽 業 小 計																
	清 掃 ・ と 畜 業	3	2	2	1	1	1	3	1	1	2		17	10	7	70.0%	5.8%
	そ の 他 の 事 業	2	2				1				2		7	7			2.4%
	業 小 計	70	75	18	(1) 13	5	(1) 11	25	11	14	36	17	(2) 295	271	24	8.9%	100.0%
	前 年 同 期	47	80	17	16	2	5	(2) 29	13	12	43	7	(2) 271				
	対 前 年 増 減 数 (死 傷 者 数)	23	△5	1	△3	3	6	△4	△2	2	△7	10	24				
	対 前 年 同 期 増 減 比	48.9%	△6.3%	5.9%	△18.8%	150.0%	120.0%	△13.8%	△15.4%	16.7%	△16.3%	142.9%	8.9%				
	構 成 比 (本 年 の 死 傷 者 数)	23.7%	25.4%	6.1%	4.4%	1.7%	3.7%	8.5%	3.7%	4.7%	12.2%	5.8%	100.0%				

注：1 ()内は元記載で、元欄の数値の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による
4 新型コロナウイルス感染性によるものを除く



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1** 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2** 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

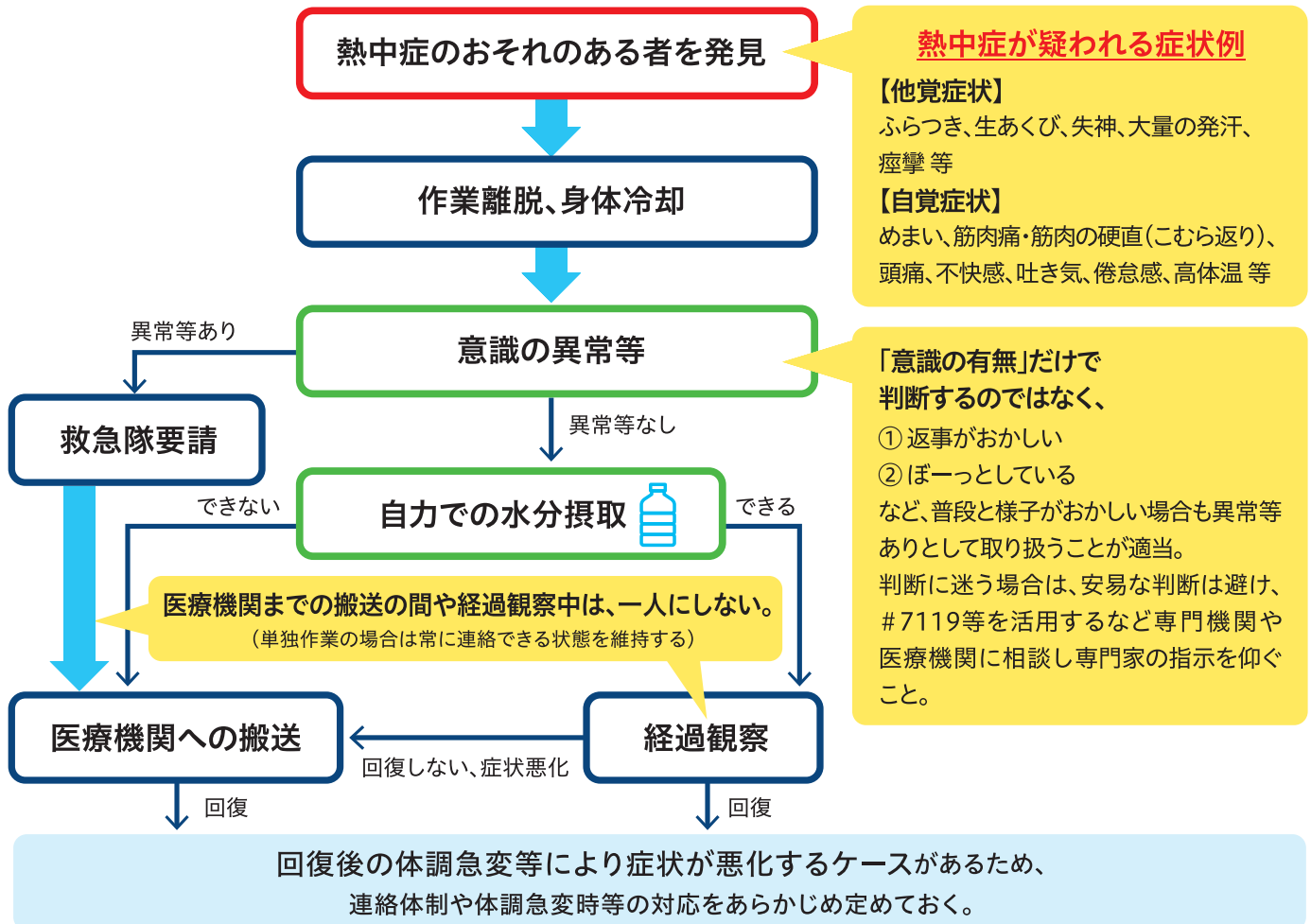
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

